

令和8年第1回別府市農業委員会総会議事録

日時 令和8年1月9日(金)午後2時00分
場所 別府市役所 農業委員会室
招集者 別府市農業委員会 会長 久保 賢一
次第

日程第1 議事録署名委員の指名

日程第2 議事

議案第1号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の審議について

議案第2号 非農地証明願について

報告第1号 農業委員会規程第9条の規定による専決事項の報告について

(1) 農地法第3条の3の規定による届

(2) 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届

(3) 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届

出席委員

農業委員 7名

1番 久保 賢一

2番 後藤 利夫

3番 彌田 和好

4番 齊藤 孝一

5番 久恒 美千代

6番 星野 賢一

7番 小畑 義宏

※ 番号は議席番号

農地利用最適化推進委員 7名

中部地区 佐藤 進蔵

亀川地区 恒松はつみ

朝日地区 伊藤 博文

東山1地区 大野 基

東山2地区 大野 泰徳

浜脇地区 安部 憲次

内成地区 園田 喜久男

出席職員

事務局長 岩男 涼子

主任 高橋 恒太

欠席職員

局長補佐 中川 朋美

午後2時00分 開会

(局長)

それでは、総会を始めるにあたり、お願い事項がございます。

総会の開催中は携帯をマナーモードにするか電源をお切りください。議案に上程いたしました案件について質疑等がございましたら、挙手をしていただき議長の承認のうえご発言下さい。

それでは、ただいまより令和8年第1回別府市農業委員会総会を開催いたします。

本日の総会の出席委員数は、過半数を超えておりますので、総会会議規則第6条により本日の総会は成立いたしました。

それでは、会長お願いいたします。

(会長)

皆さん、こんにちは。

新たな年を、委員の皆様とともに健やかに迎えられたことを大変嬉しく思います。本年もどうぞよろしくお祈りいたします。

さて、今年は、いよいよ農業委員・推進委員の改選の年でございます。

残りの半年あまり、委員一丸となって取り組んでまいりたいと思っておりますので、よろしくお祈りいたします。

また、総会終了後は、コンプライアンス研修、夜は新年会が予定されておりますので、併せてお願いいたします。

(議長)

それでは、議事に入ります。

本日の総会は、総会会議規則第7条により、私が議長を務めさせていただきますので、よろしくお祈りいたします。

では、本日の総会議事録署名委員の選出について、私の方から指名したいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

(各委員)

異議なし。

(議長)

ご異議がないようでありますので、6番委員、7番委員を指名いたします。よろしくお祈りいたします。

議案につきましては、事前に皆さんに送付しております。報告の部分は説明を省略し、ご質問等が出た事案に対して、詳しく説明を求めたいと思っております。

それでは議事に入ります。

議案第1号番号1「農地法第5条第1項の規定による許可申請の審議について」、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

はい、それでは議案の2ページをお開きください。

議案第1号「農地法第5条第1項の規定による許可申請の審議について」、番号1 譲渡人 別府市の方、譲受人 東京都で再生エネルギー発電事業を行う法人です。

区分 農振地域外、申請の土地 大字南立石 田(畑)519㎡外3筆 計 1,328 ㎡、施

設の概要 地熱発電所、転用の時期 許可あり次第、譲渡人の理由 高齢により数年前から耕作が困難となり維持管理はしていたが後継者が不在のため、譲受人の理由 既設発電所施設の拡大、です。

総会資料をご覧ください。1ページは、申請書です。重複しますので、説明は割愛します。2ページは位置図です。赤い枠で示された部分が今回の申請地となっております。3ページは、土地利用計画図です。中央の黄色部分に発電用施設が設置されます。申請地の北側には朝見川が流れ、周囲は崖地であるため、施設建設予定地以外の場所は、安全面等から盛土の擁壁を設置したり、現状の森のまま利用する予定です。

本件は、地熱発電施設ですので、別府市温泉発電等の地域共生を図る条例により、生活環境課の事前協議及び同意が必要なうえ、面積が500㎡を超える盛土予定地のため都市計画課の盛土規制法の許可が必要となっています。

4～5ページが生活環境課の事前協議受付の書類です。この協議内容に従った旨の完了報告が出た日を確認し、盛土規制法につきましては、現時点での書類等の提出はなく、これから事業者が都市計画課に申請を行なう予定と伺っておりますので、その許可日と同日で農地法の許可を出す予定です。

その他、水利関係者の同意書が添付されています。隣接農地については、川を挟んだ向かい側に田がありましたが、現在は森林化していることから同意書の添付はありません。雨水排水は別府市管理水路に放出し、温泉水は地元企業に配湯する予定です。

環境への調査や地域住民への説明などは、生活環境課との事前協議において、確認されることになっております。6～7ページが3番委員、〇〇推進委員に現地確認していただいた時の写真です。以上でございます。

(議長)

ただいま、事務局の説明が終わりました。3番委員から補足説明をお願いいたします。

(3番委員)

はい。申請地は、以前、隣接地を地熱発電所で調査した道路を挟んで向かい側の土地です。地熱発電の拡幅ということで、この土地を取得する、発電を大きくしたいということのようです。農地としては、段々畑で優良農地とは言えない農地で、隣接地でもあるし、仕方がないのかなと思います。

(議長)

ただいま、3番委員からの補足説明が終わりました。〇〇推進委員、何かあればお願いいたします。

(〇〇推進委員)

特にはありませんが、3番委員さんが言ったとおり、農地としても使いにくいようにあるのでこれは仕方がないのかなと思います。

(議長)

何かご意見、ご質問等はございませんか。

(各委員)
ありません。

(議長)
特にご意見・ご質問もないようであります。
それでは、議案第1号 番号1について、他法の承認または許可と同日付けで申請の
とおり承認することにご異議ありませんか。

(各委員)
異議なし。

(議長)
ご異議なしと認めます。
議案第1号申請番号1番については、他法の承認または許可と同日付けで承認する
ことに決定いたしました。
次に、議案第2号申請番号1「非農地証明願について」、事務局より説明を求めます。

(事務局)
はい。議案の3ページをご覧ください。番号1です。申請人 別府市の方 農振地域外、
申請の土地 大字北石垣、原野、現況 山林 8.43 m² 外1筆 計 526.43 m² です。
理由、配偶者が年を取り、畑仕事が出来なくなり25年程経過、所有者自身も病気がちで
畑の世話ができません、です。
総会資料をご覧ください。8 ページが非農地証明願、議案と重複するので説明は省略し
ます。9～10 ページが位置図、赤の線で囲った部分が申請された筆です。11～12 ページ
が航空写真、同じく赤の線で囲った部分が申請された筆です。13 ページが3番委員、〇〇
推進委員に現地確認していただいた時の写真です。以上です。

(議長)
ただいま、議案第2号番号1について事務局の説明が終わりました。3番委員から補足説
明をお願いします。

(3番委員)
はい。この土地に入るまでに13ページ下の写真を見てもらうとわかると思うのですが、1
mあるかないか位の道を歩いて行ってようやくこの土地に着くという土地で、ここに書いて
あるように25年くらい放置しており、中はもう女竹でいっぱい、車で近づけばいいで
すけれど歩いていくような場所で、これも仕方がないのかなと思います。

(議長)
ただいま、3番委員の補足説明が終わりました。〇〇推進委員、何かあればお願いいた
します。

(〇〇推進委員)
別にありません。

(議長)

議案第2号番号1について、ご質問等があればお受けいたします。

(各委員)

別にありません。

(議長)

特にご意見・ご質問もないようであります。

それでは、議案第2号番号1について非農地判断することにご異議ありませんか。

(各委員)

異議なし。

(議長)

ご異議なしと認めます。

議案第2号申請番号1番を許可することに決定いたしました。

続きまして、番号2について、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

はい。議案の3ページをご覧ください。番号2、申請人 別府市の方、農振地域外、申請の土地 大字内竈、田、現況 荒地 19㎡ です。理由、贈与された土地が狭小で、利用方法がなかったため、です。

総会資料をご覧ください。14 ページが非農地証明願、議案と重複するので説明は省略します。15 ページが位置図、赤の線で囲った部分が申請された筆です。16 ページが航空写真、同じく赤の線で囲った部分が申請された筆です。17 ページが7番委員、〇〇推進委員に現地確認していただいた時の写真です。以上です。

(議長)

ただいま、議案第2号番号2について事務局の説明が終わりました。7番委員から補足説明をお願いします。

(7番委員)

はい。写真を見ていただきたいんですが、16ページの、19mで幅がこの地図で見て1m 50cmあるかどうかのひよろ長い所、17ページの写真で、1.5m幅となるとこの石が積まれている所がずっとあるような形で、農地としては認められないと思います。

(議長)

ただいま、7番委員の補足説明が終わりました。〇〇推進委員、何かあればお願いいたします。

(〇〇推進委員)

とても狭い土地だったので、農業は無理だと思います。

(議長)

議案第2号番号2について、ご質問等があればお受けいたします。

(各委員)

特にありません。

(議長)

特にご意見・ご質問もないようであります。

それでは、議案第2号番号2について非農地判断することにご異議ありませんか。

(各委員)

異議なし。

(議長)

ご異議なしと認めます。

議案第2号申請番号2番を許可することに決定いたしました。

続きまして、番号3について、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

はい。議案の3ページをご覧ください。番号3です。

申請人 別府市の方 農振地域外、申請の土地 大字南立石、田、現況 雑種地 337 m² 外1筆 計 695 m² です。理由、申請地は、平成11年11月29日に農地転用許可が出ており、それ以降資材置場として使用している、です。

総会資料をご覧ください。18 ページが非農地証明願、議案と重複するので説明は省略します。19～20 ページが位置図、赤の線で囲った部分が申請された筆です。21～22 ページが航空写真、同じく赤の線で囲った部分が申請された筆です。23 ページが3 番委員、〇〇推進委員に現地確認していただいた時の写真です。以上です。

(議長)

ただいま、議案第2号番号3について事務局の説明が終わりました。3番委員から補足説明をお願いします。

(3番委員)

入口は、南側の方がものすごい傾斜の土地で平坦なところは、既に重機を置いているようで、農地としての復活は難しいと思います。

(議長)

ただいま、3番委員の補足説明が終わりました。〇〇推進委員、何かあればお願いいたします。

(〇〇推進委員)

写真をみて、埋め立てたところが半分あるということが確認できたので、農地として使うのは難しいと思います。

(議長)

埋め立てされている？事務局も問題ないかな？

(事務局)

以前、転用許可が出ておりますが、地目変更しておらず、今回非農地証明願が出ましたので、問題ないと思います。

(議長)

わかりました。議案第2号番号3について、ご質問等があればお受けいたします。

(各委員)

はい。

(議長)

特にご意見・ご質問もないようであります。

それでは、議案第2号番号3について非農地判断することにご異議ありませんか。

(各委員)

異議なし。

(議長)

ご異議なしと認めます。

議案第2号申請番号3番を許可することに決定いたしました。事務局続きをお願いいたします。ここからは、報告事項となりますので、事務局からの説明は省略したいと思います。

報告第1号、「農業委員会規程第9条の規定による専決事項の報告について、(1)農地法第3条の3の規定による届、番号1及び2について、何かご質問等があれば、お受けいたします。

(各委員)

ありません。

(議長)

特にご質問等もないようであります。続きまして(2)農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届、番号1について、何かご質問等があれば、お受けいたします。

(各委員)

ありません。

(議長)

特にご質問等もないようであります。続きまして(3)農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届、番号1から6について、何かご質問等があれば、お受けいたします。

(各委員)

ありません。

(議長)

特にご質問等もないようであります。

以上で、本日の議事日程は、すべて終了いたしました。

午後3時 00分 閉会

上記会議の顛末を録し、相違ないので、署名をする。

議 長

会長

署名委員

6番委員

署名委員

7番委員
